

# 契約締結前交付書面集

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面集は、下記有価証券の売買等を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 目 次

第1章	上場有価証券等書面	1
第2章	金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	2
第3章	新規公開株式の契約締結前交付書面	3
第4章	円貨建て債券の契約締結前交付書面	5
第5章	外貨建て債券の契約締結前交付書面	8
第6章	個人向け国債の契約締結前交付書面	10
第7章	グリーンシート銘柄の契約締結前交付書面	12

## 当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資 本 金	47,920,987,576 円(平成20年3月31日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年3月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある支店にご連絡ください。

平成21年8月  
株式会社SBI証券

# 第1章 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等<sup>(1)</sup>を行っていただくまでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、原則として、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します<sup>(2)</sup>。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」<sup>(3)</sup>といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理

- ・当社が自分で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し

## 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

- 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- 2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- 4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

## **第2章 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・当社では、有価証券や金銭のお預かりについては、原則として、料金をいたしません。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた

上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## **この契約の終了事由**

当社の証券取引約款・規程等に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

## **当社の概要**

当社の概要については、表紙に記載しております。

## **第3章 新規公開株式の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式(以下「新規公開株式」といいます。)のお取引を行っていただくまでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。

新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### **手数料など諸費用について**

・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

### **金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります**

・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。

### **有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります**

## れがあります

- ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。

## 新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・新規公開株式の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
  - ・新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。
- 法人のお客様に対する課税は、以下によります。
- ・新規公開株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。

- ・ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

## 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

## **第4章 円貨建て債券の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなつた場合、売却することができない可能性があります。
- ・円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生ずる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・円貨建て債券が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇(低下)に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

### 有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化な

## どによって損失が生ずるおそれがあります

- ・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- ・円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

## 円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・円貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・円貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・国内で発行される円貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。
- ・国外で発行される円貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあり

ます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- ・割引短期国債(TB)、政府短期証券(FB)、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債は、それぞれ財務省告示で指定された法人にのみ譲渡ができます。
- ・国債は、その償還日又は利子支払日の2営業日前及び前営業日の2日間を受渡日とするお取引はできません。また、振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)のうち、国債を除く円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

## 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

## 第5章 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなつた場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができる場合があります。

### 有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

### **外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### **外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

### **外貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・外貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・国外で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
- ・国内で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される外貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

## 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

## **第6章 個人向け国債の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、日本国の信用状況の悪化等により、損失が生ずるおそれもありますのでご注意ください。

## 手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。

変動 10 年：直前 2 回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

固定 5 年：4 回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

## 個人向け国債のリスクについて

- ・個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。

## 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

## 個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として課税されます。  
なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- ・個人向け国債のうち、「変動 10 年」は発行から 1 年間、「固定 5 年」は発行から 2 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。
- ・個人向け国債は、その償還日又は利子支払日の 2 営業日前及び前営業日の 2 日間を受渡日とするお取引はできません。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。

- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

## 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

## **第7章 グリーンシート銘柄の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、グリーンシート銘柄のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

グリーンシート銘柄は金融商品取引所に上場されておらず、その発行者は、収益基盤が確立されていないことなどにより財務体質が脆弱な状態となっている場合もあり、気配相場等の変動や当該発行者等の信用状況に応じて価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。当社がグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う際には、企業情報等が記載された「会社内容説明書」等により、発行者の内容についてご説明いたします。

グリーンシート銘柄は、上場有価証券が具体的に組織化された取引所金融商品市場において取引されるのに対し、一定の取引場所を持たず、当社の店頭において取引が行われます。また、その売買取引は、当社との間の相対売買であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても金融商品取引業者によって売買価格が異なることがあります。

## 手数料など諸費用について

- ・グリーンシート銘柄を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、原則として、購入対価のみをお支払いただきます。

## 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそ

## れがあります

- ・グリーンシート銘柄の売買等にあたっては、気配相場等の変動や、投資証券または優先出資証券の裏付けとなっている株式、債券、不動産等の価格や評価額の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。

## 有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・グリーンシート銘柄の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、投資証券または優先出資証券の裏付けとなっている株式、債券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・また、取得請求権等が付されたグリーンシート銘柄については、権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- ・グリーンシート銘柄のお取引は、取引所金融商品市場での取引に比べて流動性が非常に低く、買いたいときに買えない、売りたいときに売れない可能性があり、短期間に価格が大きく変動する可能性もあります(一日の制限値幅もありません)。このため、投資家の方々に不測の損害が発生するおそれがあります。また、一定の事由により、グリーンシート銘柄としての売買が停止されることや指定が取り消されることがあります。

## グリーンシート銘柄のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

グリーンシート銘柄の売買等に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## グリーンシート銘柄に係る金融商品取引契約の概要

当社におけるグリーンシート銘柄のお取引については、以下によります。

- ・当社が自己で直接の相手方となるグリーンシート銘柄の売買
- ・グリーンシート銘柄の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ・グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・グリーンシート銘柄の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
  - ・グリーンシート銘柄の配当金は、原則として、配当所得となります。
- 法人のお客様に対する課税は、以下によります。
- ・グリーンシート銘柄の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてグリーンシート銘柄の売買や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- ・売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・取引時間は、午前9時00分から午後3時00分まで(休業日を除く。)です(半休日においては午前9時00分から午前11時00分まで)。
- ・グリーンシート銘柄の取引のご注文はすべて指値で行うことになっております(成行注文はできません。)。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・当社が提示する気配は、あくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている気配値で取引が行われるとは限りません。
- ・未発行のグリーンシート銘柄については、店頭取引を行えません。
- ・グリーンシート銘柄の取引の受渡しは、原則として約定日から起算して4日目(休業日を除く。)の日に行われます。
- ・ご注文いただいたグリーンシート銘柄の売買等の取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

### **その他の留意事項**

- ・発行者の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の「店頭有価証券に関する規則」第5条に基づく開示書類であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。したがって、有価証券報告書等を提出していない企

- 業の場合、そのディスクロージャーの内容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。
- ・グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。
  - ・グリーンシート銘柄の発行会社については、インサイダー取引規制の対象となりますので、内部者等におかれましては、十分ご注意ください。

### 当社の概要

当社の概要については、表紙に記載しております。

以 上

## 手数料一覧（インターネット、コールセンター取引）

### 国内株式等現物取引

国内現物株式、ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）・証券投資法人等の受益証券、優先出資証券等の取引手数料です。

#### インターネット・モバイル端末・IVR システム取引手数料

##### ➤ スタンダードプラン

スタンダードプランは1注文の約定代金に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1注文の約定代金	委託手数料（税込）
10万円以下の場合	147円
10万円を超え 20万円以下の場合	196円
20万円を超え 50万円以下の場合	362円
50万円を超え 100万円以下の場合	647円
100万円を超え 150万円以下の場合	774円
150万円を超え 3,000万円以下の場合	1,225円
3,000万円を超える場合	1,294円

##### ➤ アクティブプラン

アクティブプランは1日の約定代金合計額に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1日の約定代金合計額	委託手数料（税込）
10万円以下の場合	100円
10万円を超え 20万円以下の場合	200円
20万円を超え 30万円以下の場合	300円
30万円を超え 50万円以下の場合	450円
50万円を超え 100万円以下の場合	800円
	以降、約定代金合計金額 100万円増加毎に +420円

新規に口座開設されたお客様は、プランの変更をされるまでは「スタンダードプラン」となります。

アクティブプランでは「国内株式等現物取引」、「国内株式等制度信用取引」、「国内株式等無期限（一般）信用取引」の「約定代金合計額」・「手数料」は各々別口として計算いたします。

成行・指値・逆指値の区分及び執行条件にかかわらず同じ手数料体系となります。

コールセンターでのご注文は、1日の株式約定代金合計額の対象となりません。

詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

#### コールセンター取引手数料

1注文の約定代金	委託手数料（税込）
50万円以下の場合	2,100円
50万円を超え 100万円以下の場合	3,780円
100万円を超え 150万円以下の場合	4,620円
150万円を超える場合	6,720円

### PTS 取引手数料（インターネット・モバイル端末・IVR システム取引）

1 注文の約定代金	委託手数料（税込）
10 万円以下の場合	200 円
10 万円を超え 20 万円以下の場合	250 円
20 万円を超え 1,000 万円以下の場合	367 円
1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	400 円
2,000 万円を超える場合	500 円

### 単元未満株（S 株）手数料（インターネット・モバイル端末・IVR システム取引）

1 注文あたりの約定代金 × 0.525 %（税込）

（最低手数料：52 円（税込））

### 単元未満株（S 株）手数料（コールセンター取引）

1 注文あたりの約定代金 × 6.3 %（税込）

（最低手数料：2,100 円（税込））

売却の約定代金が 2,100 円（税込）未満の場合は、全額が手数料・消費税となり受渡代金は「0 円」となります。

コールセンターでの単元未満株（端株）の「買取請求」・「買増請求」の手数料は、1 銘柄あたり 525 円（税込）となります。

### 新規上場、株式公募・売出し、立会外分売手数料

株式を募集、売出し、立会外分売により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただくことになります。

### 外国株式等

外国株式及び、海外 ETF（上場投資信託）等の受益証券等の取引手数料です。

### 米国株式手数料（インターネット取引）

1 注文あたりの株数	委託手数料（税込）
1,000 株以下の場合	26.25 米ドル
1,000 株を超える場合	1 株毎に 2.1 セント追加

### 中国株式手数料（インターネット取引）

1 注文あたりの約定代金 × 0.4095 %（税込）

（最低手数料：31.5 香港ドル（税込） 上限手数料：315 香港ドル（税込））

### 韓国株式手数料（インターネット取引）

1 注文あたりの約定代金 × 0.945 %（税込）

（最低手数料：9,450 韓国ウォン（税込））

## 債券手数料

### 債券手数料（インターネット、コールセンター取引）

債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただくこととなります。

外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 転換社債型新株予約権付社債（コールセンター取引）

約定代金	委託手数料（税込）
100万円未満	4,200円
100万円以上	約定代金の0.42%

## その他の費用

	サービス	費用等（税込）
口座開設料・管理料	証券総合口座	無料
	外国証券取引口座	
	特定口座	
	外国為替保証金取引	
	先物・オプション取引	
	カバードワラント取引	
国内株券等入庫	券面	無料
	移管	
外国株券等入庫	移管	無料
その他の有価証券の入庫	移管	無料
国内株券等出庫	券面（郵送）	1銘柄につき1,050円
	移管	無料
外国株券等出庫	移管	無料
その他の有価証券の出庫	移管	1銘柄につき1,050円（上限）
名義書換等の手続き代行	名義書換手数料	1銘柄につき10単元までは525円、10単元以上1単元増すごとに52.5円加算、上限10,500円
単元未満株（端株）	買取請求	1銘柄につき525円
	買増請求	

外国株式、海外ETF等の売買、償還等にあたり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

以上

(平成21年8月)